

第31回 旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果

■日 時 令和元年11月18日(月) 19:00~21:00

■場 所 栗東市コミュニティセンター治田東

■主な質疑・ご意見

1. 前回の開催結果の確認について

◇邪推でなければいいが、北尾団地の区域指定の時期は、RD問題が発生して県が原位置浄化策への住民の同意を求めた時期と重なっていないか。また、これは県が考えた交換条件ではなかったのか。

⇒時期は重なっているが(住民同意の)交換条件ではなかったです、と回答がありました。(北尾団地)

⇒地区指定については、下水道等のインフラが整った上でないと指定できないという条件があり、ちょうどそのタイミングで下水道が敷ける状況になり県で地域指定した、と回答がありました。(栗東市)

◇私が北尾団地の状況を教えてほしいと栗東市にお願いしたのは、今後、RD処分場の跡地利用を視野に入れて、栗東市はこの地域をどういう用途に使うのか教えてもらいたかったからである。資料では、区域指定は既存集落の空洞化防止や地域コミュニティの維持を目的とするものとなっているが、この地域では住居が3倍に増え、実態としては市街化区域のようになっている。今、栗東市では総合計画を作っており、少子高齢化に向けてコンパクトシティを目指す、中心部に人口を集約していく、という総合計画を作りたいとしている。ところが、このように市街化調整区域でもスプロール的に開発許可していくとなると、総合計画と矛盾している。栗東市はこのまちをどうしたいのか、その中でこの地区をどのように考えているのか、非常に分かりにくい資料になっている。この際、はっきりしたことを栗東市に聞きたい。

⇒栗東市では今、第6次総合計画を策定しており、国土利用計画という土地の区域区分も策定中である。最終的には来年3月に両計画を議会に提案し、その後、都市マスタープランを6月の議会に諮っていこうと計画している。資料は、「高齢化してきた自治会の存続のために周りに区域指定をして、若者を取り込む、といったことが区域指定の目的である」という趣旨で書いている。ただ、私個人の考えとして、栗東市ではまだ人口が増えており、市域の2分の1が山林であって(利用可能な)土地が少ないという状況の中で、地元の要望を前提としつつ、需要があればやっていかなければならない。しっかり協議をしながらまちづくりを進めていく考えである、と回答がありました。(栗東市)

⇒跡地利用については県としても非常に重要なことと考えているが、この協議会の要綱では、基本的には二次対策工事に関連して、対策工事の方法や周辺環境の影響確認、有効性の確認等について議論することとされている。今後の跡地利用についての考え方を議論するにあたっては、この協議会の要綱の改正ないし別の場

の設定が必要と考えており、今後、栗東市や皆様方からご意見をお伺いしたいと考えている。この協議会では環境に関する事や工事に関連することを議論するようお願いしたい、と発言しました。

◇この問題はRD問題にとって極めて重要な論点で、議論する価値はあることは認めていただきたい。1点目については、区域指定が県によって（住民同意の）協議中になされたことは重要な情報であり、RD問題の歴史を総括する際に組み込む必要があると思う。2点目については、この問題の一つの重要な論点は、行政に対する住民の不信である。やがて人口が減るからコンパクトシティにと言いつつ、それはまだ先だからと言う。あるいは、伝統的な地域を衰退させないための区域指定が新興住宅地に適用されている。そういうことが平気でなされていると行政を信用できない。これはRD問題でも常々住民が怒ってきたことであり、県も市もしっかり受け止めていただきたい。

2. 工事等の進捗状況について

意見なし

3. 令和元年度第2回モニタリング調査結果について

意見なし

4. 二次対策工事後のモニタリング調査計画について

○モニタリング計画は、これまでの協議から下記の見直し等により進めることを報告しました。

- ・産廃特措法の実施計画に基づく「目標の達成」は、ご提案通りでよいとのご意見をいただいております、これまでの提案で実施する。
- ・協定書による工事後5年を目途の「有効性の確認」は、最終確認の前には幅広い調査をする等のご意見をいただいております、引き続き議論を進めていく。
- ・水質の調査回数は、環境基準の適合によって減らす方向で提案していたが、工事後の2年間は今までどおり（年4回）に調査し、この間の水質状況をご確認いただいた上で再度、調査回数についてご提案させていただく。
- ・工事5年後以降のモニタリングは、協定書に基づき、浸透水は安定型処分場の廃止基準を、地下水は環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまで継続実施する。

◇ガス調査の空気採取について、採取する高さや天候等について何か決まりはあるのか。

⇒空気を採取する高さは地上から1.2mの高さです。天候等については、雨の日は空気中に出てこず、風の日にはガスが拡散しますから状況に応じて採取する日を変える必要があると思います、と回答しました。

◇ガス調査の空気採取については小さい子どもにも配慮して、低い位置での調査もしてもらいたい。

⇒基準による評価については地上 1.2mの高さで空気を採取します。この時に簡易測定器で低い位置も測定し、低い位置で高い数値を検出するようであれば空気を採取して調査するか検討します、と回答しました。

◇ 4 ページの「実施計画の目標達成状況の確保について」の表に嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていることと記載されていますが、平成3年度と平成10年度の深掘穴の場所は絶対に滞留していないということは確認されているのか。結果の評価方法が曖昧である。

⇒深掘穴は深掘した関係で（水位が）下がりきらない部分はありますが、雨が降って水が入れ替わることにはあると思います。達成状況については数字と比べるものではなく、結果の評価には曖昧な部分が多少出てくるかと思いますが、水位を下げることの目的である硫化水素ガスの悪臭発生のおそれを解消するというのに対して十分有効な程度かという観点で、アドバイザーの先生にしっかり見てもらって確認していきたい。懸念されているところは特に注視して結果評価の際に見ていきたいと思います、と回答しました。

◇評価方法で処分場が原因でない項目は除くと記載があるが、この原因でない項目というのは何ですか。また、何処から出てきているのか。

⇒現状では、これがというところまで断定しているわけではないが、結果を評価していく中で何らかそういうものが出てくる可能性があれば除いていくこととなります。また、原因でない項目は地下水が上流から流れてくるものや地質に元からあるのもあり得ると思っている。このことについては、アドバイザーの意見を聞き住民の皆様と協議していきたい、と回答しました。

◇評価方法について「処分場が原因でない項目は除く」とのことであるが、旧RD最終処分場の敷地内に埋まっている家庭系ごみによる影響があった場合、処分場に起因するものとして取り扱う、と考えてよいか。

⇒以前からご説明してきたとおり、仮に敷地内に埋まっている家庭系ごみに起因する支障が生じた場合には、土地の所有者として責任をとっていく考えである、と回答しました。

5. 当面の敷地管理について

◇（水処理施設の）点検の時には凍結して断水することまで考えた対策をしてほしい。日曜日等で誰もいない時はどのように考えているのか。

⇒低温等で凍結のおそれがある時は、維持管理業者が判断して水が停滞しないように流し続ける等の対応をしている。低温時期が日曜日に被る時等は（点検者が）常駐する日を振り替えるなどして対応をしている、と回答しました。

◇我々に対する情報提供のあり方について、例えば雷で水処理施設が稼働しなくなった緊急の場合とか通常点検での情報をどういうふうに表示するのか。

⇒公表については具体的にはまだ検討はしておらず、緊急時の対応等の報告については、今後検討してまいります、と回答しました。

◇工事が終わった後の敷地管理については、改めて住民側と協定を結ぶ考えか。それともここでの話し合いで了解を得たという形で進めていく予定か。

⇒今の二次対策工事の協定書は基本的には工事を行っていくにあたっての協定書で、5年後を目途に工事の有効性の確認もあり、今はハッキリ申し上げられないが何らかの形で皆様との協定が必要ではないかと検討を始めかけた状況でございます。これにつきましては皆様のご意見をいただきながら考えていきたい、と回答しました。

6. その他
意見なし。